

回覧

令和5年8月吉日

公共下水道供用開始地区内にお住いの皆様へ

（地区回覧のため、下水道が通っていない地域の方にも届いてしまいますこと、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。）

弥富市長 安藤 正明

公共下水道供用開始地区における「公共ます設置等申請」について

（お知らせ）

本市の公共下水道事業は、海や河川の水質保全や公衆衛生の向上を目的に、平成14年度から事業を進めてきましたが、現在、下水道事業のおかれている状況は、将来の人口減少による使用料収入の減少や下水道施設の老朽化によって維持管理に必要な労力等が増えることが予想されます。

そのため、下水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくため、経費の縮減を重要課題として事業を進めるために、公共下水道供用開始地区における公共ますの設置については、下記（表1）のとおり、令和8年4月1日以降は、個人負担による公共ます設置（承認工事）をしていただくことに変更し、承認工事費用の一部を補助します。

公共下水道供用開始地区の皆様におかれましては、ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

※公共下水道供用開始地区で、現在、公共ますが設置されていない既存住宅及び新築住宅につきましては、令和8年3月31日までに、「公共ます設置等申請書」を下水道課まで申請していただければ、規定に基づいて「公共ます」を市負担で設置いたしますので、期限内に申請していただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

◎お問い合わせ先 弥富市役所 下水道課 下水道グループ

TEL 0567-65-1111（内線 285 287）

表1

公共下水道供用開始区域（公共下水道整備済み区域）	
変更前（～令和8年3月31日まで）	変更後（令和8年4月1日から）
既存住宅及び新築住宅は、随時、「公共ます設置等申請」をしていただければ、市負担で公共ますを設置	承認工事として個人負担で公共ますを設置 ※補助金の額 工事費用の1/4(上限額10万円) ※補助の期限 令和12年度まで ※補助の条件 下水道に接続すること

裏面あります➡

なお、既に「公共ます」が設置されたまま、下水道に接続されていない皆様におかれましては、早期の下水道への接続をお願い致します。

【補足説明】令和8年4月1日以後も、市が発注する下水道未整備地区に対する下水道整備工事（本管工事）に合わせて設置する「公共ます」は、今までどおり市負担で設置致します。

赤色着色：公共下水道供用開始地区（令和4年度末時点）
（公共下水道整備済み）

